

宮津市公報

平成27年5月1日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務室発行

目次

規 則

- 18 宮津市観光交流センター条例の施行期日を定める規則 1
19 宮津市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則 1

告 示

- 90 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更 1
91 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更 1
92 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更 2
93 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更 2
94 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更 2
95 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更 3
96 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更 3
97 都市計画決定の縦覧 3
98 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更 4
99 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更 4
100 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更 4
101 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更 5
102 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更 5
103 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更 5
104 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更 6
105 水道使用料金等の徴収の事務委託 6
106 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更 6
107 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更 7

公 告

- 12 都市計画変更の縦覧 7
13 農用地利用集積計画の縦覧 7
14 宮津市営住宅等の入居者の公募 8
15 住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況 8

水 道 企 業

《告 示》

- 4 水道使用料金等の徴収の事務委託 9

教 育 委 員 会

《告 示》

- 11 宮津市教育委員会臨時会の招集 9
12 宮津市教育委員会定例会の招集 9

選挙管理委員会

《告 示》

10 有権者総数の50分の1の数	10
11 有権者総数の3分の1の数	10
12 有権者総数の6分の1の数	10
13 京都府議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設置場所	10
14 京都府議会議員一般選挙における各投票区の投票所	10
15 京都府議会議員一般選挙の投票所を閉じる時刻の繰上げ	11
16 京都府議会議員一般選挙における投票管理者及び同職務代理者の選任	12
17 京都府議会議員一般選挙の開票の場所及び日時	12
18 京都府議会議員一般選挙における開票管理者及び同職務代理者の選任	12
19 京都府議会議員一般選挙における開票立会人となるべき者を定めるくじを行う日時及び場所	13
20 京都府議会議員一般選挙における期日前投票所	13
21 京都府議会議員一般選挙における期日前投票所投票管理者及び同職務代理者の選任	13
22 京都府議会議員一般選挙の開票時刻の繰上げ	14

農 業 委 員 会

《告 示》

5 宮津市農業委員会総会の招集	14
6 宮津市農業委員会総会の招集	14

規 則

宮津市観光交流センター条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成27年 4 月30日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市規則第18号

宮津市観光交流センター条例の施行期日を定める規則

宮津市観光交流センター条例（平成27年条例第 8 号）の施行期日は、平成27年 5 月 2 日とする。

* * *

宮津市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 4 月30日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市規則第19号

宮津市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

別表第 4 常時介護を要する状態の項中「104,290円」を「104,570円」に、「56,600円」を「56,790円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「52,150円」を「52,290円」に、「28,300円」を「28,400円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の別表第 4 の規定は、平成27年 4 月 1 日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

告 示

宮津市告示第90号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の 2 第11項の規定により、平成11年 4 月 1 日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

1 地縁による団体名 溝尻自治会

2 変更があった事項及びその内容

代表者に関する事項

住所 <省 略>

氏名 村 上 和 明

3 変更年月日 平成27年 4 月 1 日

4 変更の理由 団体役員の変更による。

平成27年 4 月 3 日

宮津市長 井 上 正 嗣

* * *

宮津市告示第91号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の 2 第11項の規定により、平成15年 5 月 1 日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

とおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 由良脇自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省 略>
氏名 竺 原 正 和
- 3 変更年月日 平成27年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
平成27年4月3日

宮津市長 井 上 正 嗣

* * *

宮津市告示第92号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成13年4月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 波路自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省 略>
氏名 久 保 真 一
- 3 変更年月日 平成27年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
平成27年4月3日

宮津市長 井 上 正 嗣

* * *

宮津市告示第93号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成20年4月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 新宮自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省 略>
氏名 本 田 一 司
- 3 変更年月日 平成27年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
平成27年4月3日

宮津市長 井 上 正 嗣

* * *

宮津市告示第94号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成20年4月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 浜野路自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省略>
氏名 岸田 國彦
- 3 変更年月日 平成27年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
平成27年4月3日

宮津市長 井上正嗣

* * *

宮津市告示第95号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成22年12月8日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 中村自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省略>
氏名 和田野 喜一
- 3 変更年月日 平成27年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
平成27年4月3日

宮津市長 井上正嗣

* * *

宮津市告示第96号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成24年6月11日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 旭が丘自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
 - (1) 事務所の所在地
宮津市字宮村1342番地
 - (2) 代表者に関する事項
住所 <省略>
氏名 宮本 健生
- 3 変更年月日 平成27年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
平成27年4月3日

宮津市長 井上正嗣

* * *

宮津市告示第97号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公

衆の縦覧に供する。

平成27年4月6日

宮津市長 井 上 正 嗣

- 1 都市計画の種類
宮津都市計画ごみ処理場
- 2 都市計画を定める土地の区域
宮津市字須津小字大谷、小字宮ヶ谷、小字北谷及び小字北谷奥
与謝郡与謝野町字石川小字滝ノ下、小字チシ田及び小字小谷
- 3 都市計画の縦覧場所
宮津市建設室まち景観係（本館南棟3階）

* * *

宮津市告示第98号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成18年10月13日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 鶴賀自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省 略>
氏名 小 松 政 信
- 3 変更年月日 平成27年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
平成27年4月6日

宮津市長 井 上 正 嗣

* * *

宮津市告示第99号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成17年3月30日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 中津自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省 略>
氏名 谷 口 喜 弘
- 3 変更年月日 平成27年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
平成27年4月10日

宮津市長 井 上 正 嗣

* * *

宮津市告示第100号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成17年5月10日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 島陰自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 宮津市字島陰247番地
氏名 <省略>
- 3 変更年月日 平成27年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
平成27年4月10日

宮津市長 井上正嗣

* * *

宮津市告示第101号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成26年4月11日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 山中自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省略>
氏名 稲岡 修
- 3 変更年月日 平成27年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
平成27年4月14日

宮津市長 井上正嗣

* * *

宮津市告示第102号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成12年3月16日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 小寺自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省略>
氏名 三上直隆
- 3 変更年月日 平成27年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
平成27年4月14日

宮津市長 井上正嗣

* * *

宮津市告示第103号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成14年8月7日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 獅子自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省略>
氏名 中 島 光 明
- 3 変更年月日 平成27年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の変更による。
平成27年4月15日

宮津市長 井 上 正 嗣

* * *

宮津市告示第104号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成16年3月29日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 小字獅子区
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省略>
氏名 中 島 光 明
- 3 変更年月日 平成27年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の変更による。
平成27年4月15日

宮津市長 井 上 正 嗣

* * *

宮津市告示第105号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、水道使用料金等の徴収の事務を平成27年4月23日から平成28年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年4月23日

宮津市長 井 上 正 嗣

徴収事務受託者

<以下揭示済>

* * *

宮津市告示第106号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成24年10月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 浪花自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
 - (1) 事務所の所在地
宮津市字住吉1809番地の2
 - (2) 代表者に関する事項

住所 <省略>

氏名 岡田 栄三

- 3 変更年月日 平成27年4月19日
 4 変更の理由 団体役員の改選による。
 平成27年4月23日

宮津市長 井上 正嗣

* * *

宮津市告示第107号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成14年10月11日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 脇の浜自治会
 2 変更があった事項及びその内容
 代表者に関する事項
 住所 <省略>
 氏名 桑原 道広
 3 変更年月日 平成27年4月1日
 4 変更の理由 団体役員の改選による。
 平成27年4月23日

宮津市長 井上 正嗣

公 告

宮津市公告第12号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成27年4月6日

宮津市長 井上 正嗣

- 1 都市計画を変更した土地の区域
 1・4・2号鳥取豊岡宮津自動車道宮津網野線
 変更する部分
 宮津市字須津小字柿ノ木、小字池ヶ尾、小字桐ヶ鼻、小字大谷小外、小字柿ノ木谷、小字芋谷、小字鞆及び小字山田
 与謝野町字弓木小字由里、小字新宮、小字石田及び小字石田谷
 2 縦覧場所
 宮津市建設室まち景観係（本館南棟3階）

* * *

宮津市公告第13号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により平成27年度農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

平成27年4月15日

宮津市長 井上 正嗣

- 1 農用地利用集積計画の縦覧期間
自 平成27年 4月15日
至 平成27年 4月29日
- 2 縦覧の場所
宮津市産業振興室（別館 3階）

* * *

宮津市公告第14号

宮津市営住宅等設置及び管理条例（平成 9 年条例第25号）第 3 条の規定により、次のとおり市営住宅等（その他住宅）の入居者を公募します。

平成27年 4月20日

宮津市長 井 上 正 嗣

1 公募する住宅

団 地 名	所 在 地	種 別	家賃（月額）	戸 数	規 格
みやづ城東タウン （若者向け住宅）	宮津市字惣	A、B棟	39,000円	2	3DK
		C棟	42,000円	2	

2 入居者の資格

- (1) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (2) 主たる生計者が40歳未満であること。
- (3) 現に市町村税を滞納していないこと。
- (4) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- (5) 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

3 入居の期間

建物質貸借契約締結の日から起算して10年を限度とします。ただし、契約期間満了時において、義務教育が終了していない同居親族があるときは、当該同居親族の義務教育が終了するまでの間、新たな賃貸借契約を締結することができます。

4 申込方法

宮津市建設室建築住宅係（本館南棟 3階）又は市民室市民窓口係（本館 1階）に備付けの「みやづ城東タウン入居者募集案内書」に添付の「みやづ城東タウン入居申込書」により申し込んでください。

5 申込みの期間及び場所

- (1) 期間 平成27年 4月27日（月）から平成27年 5月11日（月）まで
- (2) 場所 宮津市建設室建築住宅係

6 選考方法

入居の申込みをした方が入居させるべき住宅の戸数を超える場合は、公開抽せんにより入居者を決定します。

7 入居時期 平成27年 6月10日（予定）

* * *

宮津市公告第15号

平成26年 4月 1日から平成27年 3月31日までの期間における住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況について、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第 3 項及び第11条の 2 第12項の規定により、次のとおり公表します。

平成27年 4月22日

宮津市長 井 上 正 嗣

国又は地方公共団体の機関の請求による閲覧

閲覧請求機関の名称又は閲覧者	請求事由の概要	閲覧年月日	閲覧に係る住民の範囲
防衛省 自衛隊京都地方協力本部	自衛官等の募集のため適齢者情報の収集を行う。	平成26年12月12日	平成 9 年 4 月 2 日から平成10年 4 月 1 日までの間に生まれた男女180人

個人又は法人の申出による閲覧

閲覧請求機関の名称及び代表者氏名 (閲覧委託者又は機関名)	請求事由の概要	閲覧年月日	閲覧に係る住民の範囲
株式会社かんでんCSフォーラム 取締役社長 鍵田吉成 (京都府政策企画部計画推進課)	「平成26年度京都府民の意識調査」の調査対象者を抽出する。	平成26年5月15日	満20歳以上の男女計105人
株式会社かんでんCSフォーラム 取締役社長 鍵田吉成 (京都府府民生活部人権啓発推進室)	「「新京都府人権教育・啓発推進計画」に関する府民調査(補足調査)」の調査対象者を抽出する。	平成26年11月25日	満20歳以上の男女計24人

水道企業

《告 示》

宮津市水道告示第4号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定により、水道使用料金等の徴収の事務を平成27年4月23日から平成28年3月31日まで次の者に委託したので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第26条の4第1項の規定により告示する。

平成27年4月23日

宮津市水道事業

宮津市長 井 上 正 嗣

徴収事務受託者

住 所	氏 名
宮津市字鶴賀2164番地の15	公益社団法人宮津与謝広域シルバー人材センター
<省 略>	杉末自治会 会長 石 橋 久 夫

教育委員会

《告 示》

宮津市教育委員会告示第11号

平成27年第5回宮津市教育委員会臨時会を次のとおり招集する。

平成27年4月9日

宮津市教育委員会

委員長 生 駒 正 子

1 日 時 平成27年4月10日(金)午前10時

2 場 所 宮津市役所 第6会議室

* * *

宮津市教育委員会告示第12号

平成27年第6回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成27年4月24日

宮津市教育委員会
委員長 生 駒 正 子

- 1 日 時 平成27年 4 月28日 (火) 午前10時
- 2 場 所 宮津市役所 第 6 会議室

選挙管理委員会

《告 示》

宮津市選挙管理委員会告示第10号

宮津市条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、宮津市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数並びに合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成27年 4 月 2 日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

3 3 0 人
* * *

宮津市選挙管理委員会告示第11号

宮津市議会の解散の請求に要する有権者総数の3分の1の数及び宮津市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員若しくは監査委員の解職の請求又は教育委員会の委員の解職の請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成27年 4 月 2 日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

5 , 4 8 5 人
* * *

宮津市選挙管理委員会告示第12号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付することの請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

平成27年 4 月 2 日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

2 , 7 4 3 人
* * *

宮津市選挙管理委員会告示第13号

平成27年 4 月12日執行予定の京都府議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設置場所を、次のように定める。

平成27年 4 月 2 日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

< 以下省略 >

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第14号

平成27年 4 月12日執行の京都府議会議員一般選挙における各投票区の投票所を、次のように定める。

平成27年 4 月 3 日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀 口 善 一

投票区名	建 物 の 名 称	所 在 地
第 1 投票区	宮津市役所	宮津市字柳縄手345番地の 1
第 2 投票区	桜山会館	" 万町476番地
第 3 投票区	松ヶ岡会館	" 蛭子1070番地
第 4 投票区	漁師町会館	" 漁師1547・1548合番地
第 5 投票区	城南公民館	" 京口126番地
第 6 投票区	城東会館	" 吉原2573番地
第 7 投票区	たんぼぼ保育園	" 惣906番地
第 8 投票区	上宮津地区公民館	" 小田231番地
第 9 投票区	中村公民館	" 中村190番地の 1
第10投票区	栗田幼稚園	" 上司261番地の 4
第11投票区	小田宿野公民館	" 小田宿野191番地の 3
第12投票区	矢原公民館	" 矢原69番地
第13投票区	吉津地区公民館	" 須津1031番地
第14投票区	文珠公会堂	" 文珠497番地の 1
第15投票区	江尻公会堂	" 江尻432番地の 2
第16投票区	溝尻公民館	" 溝尻354番地の 1
第17投票区	浜公民館	" 日置590番地
第18投票区	上公民館	" 日置2583番地の 7
第19投票区	下世屋公民館	" 下世屋（山口神社前）
第20投票区	世屋高原休憩所	" 上世屋831番地
第21投票区	畑婆爺ニアセンター	" 畑277番地
第22投票区	宮津市デイサービスセンター・せんごく	" 岩ヶ鼻38番地
第23投票区	田原公民館	" 田原76番地の 1
第24投票区	梅ヶ谷公民館	" 奥波見182番地
第25投票区	里波見公民館	" 里波見623番地
第26投票区	日ヶ谷地区公民館	" 日ヶ谷5126番地
第27投票区	落山公会堂	" 日ヶ谷4654番地
第28投票区	由良地区公民館（由良の里センター）	" 由良1289番地の 1

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第15号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第 1 項ただし書の規定により、平成27年 4 月12日執行の京都府議会議員一般選挙の投票所を閉じる時刻を、次のとおり繰り上げる。

平成27年 4 月 3 日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀 口 善 一

投 票 所	投票所を開いている時間
第19投票所	午前 7 時から午後 7 時まで
第20投票所	午前 7 時から午後 7 時まで
第21投票所	午前 7 時から午後 6 時まで
第23投票所	午前 7 時から午後 7 時まで
第24投票所	午前 7 時から午後 7 時まで
第26投票所	午前 7 時から午後 7 時まで
第27投票所	午前 7 時から午後 7 時まで

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第16号

平成27年4月12日執行の京都府議会議員一般選挙における投票管理者及び同職務代理者を、次のとおり選任した。

平成27年4月3日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀 口 善 一

投票区名	投票管理者		投票管理者職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
第1投票区	<省 略>	上 山 栄 一	<省 略>	岩 佐 信 子
" 2 "	"	早 川 善 朗	"	林 崎 芳 紀
" 3 "	"	中 村 明 昌	"	塩 田 孝 史
" 4 "	"	森 口 英 一	"	廣 瀬 政 夫
" 5 "	"	尾 崎 吉 晃	"	河 合 隆 太
" 6 "	"	高 村 一 彦	"	大 上 仁 志
" 7 "	"	小 牧 美 忠	"	大 和 陽 三
" 8 "	"	田 中 修 二	"	河 原 浩 志
" 9 "	"	公 庄 哲	"	中 嶋 章 夫
" 10 "	"	永 濱 敏 之	"	横 谷 宏 明
" 11 "	"	河 原 哲 也	"	田 野 博 司
" 12 "	"	松 井 正 之	"	橋 本 和 実
" 13 "	"	坂 根 雅 人	"	西 原 誠 二
" 14 "	"	笠 井 裕 代	"	山 上 真 由 子
" 15 "	"	山 口 孝 幸	"	佐 々 木 義 照
" 16 "	"	細 野 英	"	内 藤 進 介
" 17 "	"	藤 村 光 代	"	辻 村 範 一
" 18 "	"	居 村 真	"	吉 田 典 彦
" 19 "	"	大 銅 浩 助	"	黒 田 浩
" 20 "	"	小 谷 栄 一	"	小 西 正 樹
" 21 "	"	松 崎 正 樹	"	藤 原 健 二
" 22 "	"	前 田 繁	"	藤 原 節 夫
" 23 "	"	藤 田 憲 一	"	中 村 善 之
" 24 "	"	大 井 良 竜	"	小 池 康 文
" 25 "	"	木 本 藤 夫	"	谷 口 宏 幸
" 26 "	"	宮 崎 茂 樹	"	黄 前 佳 之
" 27 "	"	山 根 洋 行	"	橋 本 一 郎
" 28 "	"	小 西 肇	"	矢 野 善 記

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第17号

平成27年4月12日執行の京都府議会議員一般選挙の開票の場所及び日時は、次のとおりである。

平成27年4月3日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀 口 善 一

1 開票場所

開票所名 宮津会館 宮津市字鶴賀2164番地

2 開票日時

平成27年4月12日 午後9時

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第18号

平成27年4月12日執行の京都府議会議員一般選挙における開票管理者及び同職務代理者を、次のと

おり選任した。

平成27年4月3日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀口善一

開票管理者

住所 <省略>

氏名 堀口善一

開票管理者職務代理者

住所 <省略>

氏名 小谷久代

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第19号

平成27年4月12日執行の京都府議会議員一般選挙における開票立会人として届出のあった者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する者が3人以上あるときの開票立会人となるべき者を定めるくじを行う日時及び場所を、次のように定める。

平成27年4月3日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀口善一

- 1 日時 平成27年4月9日 午後6時
- 2 場所 宮津市役所 応接室

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第20号

平成27年4月12日執行の京都府議会議員一般選挙における期日前投票所を、次のように定める。

平成27年4月3日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀口善一

投票所名	建物の名称	所在地
期日前投票所	宮津市役所	宮津市字柳縄手345番地の1

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第21号

平成27年4月12日執行の京都府議会議員一般選挙における期日前投票所投票管理者及び同職務代理者を、次のとおり選任した。

平成27年4月3日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀口善一

期日前投票所投票管理者		
住所	氏名	職務を行うべき日
<省略>	堀口善一	平成27年4月6日 平成27年4月9日
"	小谷久代	平成27年4月5日 平成27年4月8日
"	白石肇子	平成27年4月7日 平成27年4月11日
"	今澤正和	平成27年4月4日 平成27年4月10日

期日前投票所投票管理者職務代理者		
住 所	氏 名	職務を行うべき日
<省 略>	大 西 由 記	平成27年4月4日から 平成27年4月11日までの日

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第22号

平成27年4月3日付け宮津市選挙管理委員会告示第17号で告示した平成27年4月12日執行の京都府議会議員一般選挙における開票の時刻は20分繰り上げ午後8時40分とする。

平成27年4月12日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

農 業 委 員 会

《 告 示 》

宮津市農業委員会告示第5号

宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

平成27年4月3日

宮津市農業委員会
会長 藤 井 忠

1 日 時 平成27年4月10日(金) 午前9時30分

2 場 所 宮津市役所 第5会議室

3 議 題

議第9号 農地法第3条の許可申請に係る許可について

議第10号 農地法第5条の許可申請に係る意見について

議第11号 非農地証明について

* * *

宮津市農業委員会告示第6号

宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

平成27年5月1日

宮津市農業委員会
会長 藤 井 忠

1 日 時 平成27年5月12日(火) 午前9時30分

2 場 所 宮津市役所 第5会議室

3 議 題

議第12号 非農地証明について

議第13号 農地利用集積計画について